

平成28年度

第2回 北広島市都市計画審議会

議事録

平成28年10月27日(木)

市役所本庁舎 2階 会議室

北広島市企画財政部都市計画課

議事録署名委員

署名委員：大道彰

署名委員：天井弘志

目 次

1	開会	1
2	委嘱書交付	1
3	企画財政部長挨拶	1
4	会長選出	2
5	会長挨拶・会長代理（副会長）の選出	2
6	議事録署名委員の指名	3
7	協議事項	3
8	議事	3
	〔説明案件〕	
	議案第1号 「北広島市立地適正化計画の策定」について	
	〔審議案件〕	
	議案第1号 「札幌圏都市計画地区計画の変更」について	
	・希望ヶ丘地区 外10か所	
9	その他	13
10	閉会	14

平成28年度【第2回】北広島市都市計画審議会

1 日 時 平成28年10月27日(木) 10時00分～11時00分

2 場 所 北広島市役所本庁舎 2階 会議室

3 出席者 委 員：会長ほか5名
事務局：企画財政部長ほか3名
傍聴者：なし

4 議 事

〔説明案件〕

議案第1号 「北広島市立地適正化計画の策定」について

〔審議案件〕

議案第1号 「札幌圏都市計画地区計画の変更」について
・希望ヶ丘地区 外10か所

出席者

【委員】

安藤 淳一 (会長)	鈴木 聡士
天井 弘志	田原 咲世
大迫 彰	長田 一彦
岸 邦宏 (欠席)	小山 茂 (欠席)
長南 秀之 (欠席)	橋本 博 (欠席)

【事務局】

企画財政部長	中屋 直
都市計画課長	諏訪 博紀
都市計画課 主査	渡辺 聡
都市計画課 技師	高橋 和巳

1 開会

事務局（諏訪課長） おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より平成28年度第2回北広島市都市計画審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。当審議会の事務局を担当しております都市計画課の諏訪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

まずは、本日の審議会の成立についてご報告いたします。

事務局（高橋技師） 都市計画課の高橋です。本日の審議会の出席者は、10名中6名の出席となり、北広島市都市計画審議会条例第5条の規定により、本審議会は成立することをご報告いたします。

2 委嘱状の交付

事務局（諏訪課長） 続きまして、本日の議事録署名委員ですが、こちらにつきましては、会長が選出された後、会長から指名していただきたいと思えます。

それでは会議次第に従いまして、委嘱状の交付を行います。委員の皆様におかれましては、平成28年9月1日より、新たに委員として選任されておりますので、企画財政部長の中屋より交付させていただきます。お名前を呼ばれましたら、その場でご起立をしていただき、委嘱状をお受け取りください。

（企画財政部長より、委嘱状を交付）

事務局（諏訪課長） 委員の皆様の任期につきましては、「北広島市都市計画審議会条例第2条」に基づき、平成30年8月31日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 企画財政部長挨拶

事務局（諏訪課長） 続きまして次第3、企画財政部長の中屋から、ご挨拶申し上げます。

事務局（中屋部長） （省略）

事務局（諏訪課長） 本日出席されている委員の皆様におかれましては、再任ということですので、委員の皆様のご紹介は省略させていただきます。この度、新たに

委員になられました小山委員におかれましては、本日もご欠席となっておりますことから、次回開催の際にご紹介させていただきたいと思います。

4 会長選出

事務局（諏訪課長） 次第 4、会長の選出についてであります、「北広島市都市計画審議会条例第 4 条」に基づきまして、本審議会の会長を選出したいと思います。本条例におきましては、「会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっておりますことから、立候補又はご推薦がありましたらよろしくお願いいたします。

鈴木委員 これまでの委員会のご経験を考えまして、安藤先生を推薦させていただきたいと思います。

事務局（諏訪課長） ただ今、鈴木委員より安藤委員を会長に推薦するのご意見がありました、その他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

他に候補者がいないようですので、安藤委員のみの候補者となっておりますことから、無投票により安藤委員に決しましたので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは安藤会長、会長席へ移動をお願いいたします。

ただいま選出されました安藤会長よりご挨拶をいただきまして、その後、本審議会の議事を進めていただきたいと思います。本審議会は議事録作成のため録音をさせていただいておりますことから、ご発言の際は、マイク手前のボタンを押してからご発言をしていただきたいと思います。安藤会長、よろしくお願いいたします。

5 会長挨拶・会長代理（副会長）の選出

安藤会長 会長に選出いただきました安藤でございます。重責ではありますが、今後皆さんのお力沿えいただきながら務めたいと思います。都市計画の専門家ではございませんが、皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次に、北広島市都市計画条例第 4 条の規定に基づきまして、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と、なっております。副会長ということになるかと思いますが、会長の代理を指名させていただきたいと思っております。残念ながら本日はご欠席でございますけれども、岸委員を会長代理という事で指名させていただきます。

それでは、ここからは私が進行役を務めさせていただきます。

6 議事録署名委員の指名

安藤会長 次第6ということで、議事録署名委員を私の方から指名させていただきたいと思っております。議事録署名委員につきましては、天井委員と大迫委員にお願いしたいと思います。大迫委員につきましては、前回もお願いをしたところではありますが、またよろしく申し上げます。

7 協議事項

安藤会長 次第7、協議事項ということで、この件につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（諏訪課長） 協議事項についてであります。本日を含め、今後任期期間中に開催される、北広島市都市計画審議会での会議及び会議録の公開について、北広島市情報公開条例に基づき、傍聴希望者に公開することとし、会議録については市ホームページで閲覧できるように、委員の皆様のご承認をいただきたいと考えております。

安藤会長 事務局からの協議事項について説明がございましたがいかがでしょうか。異議なしというお声をいただきましたので、承認させていただきます。それでは、以降この会議は、「公開」という形をとらせていただきます。

8 議事

安藤会長 次第8、議事に入りたいと思っております。本日は議事案件が2つございます。最初の案件としまして、説明案件第1号、「北広島市立地適正化計画の策定」についての説明をお願いいたします。

事務局（熊田主査） おはようございます。政策推進室企画課の熊田と申します。私の方から立地適正化計画の制度概要、それから本市における策定の予定についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料、「北広島市立地適正化計画の策定について」に基づきましてご説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。(1)立地適正化計画の制度の概要でございますけれども、こちらは平成26年の都市再生特別措置法の改正の際に位置づけられたものでございます。法律によりますと市町村は立地適正化計画を策定することができるという規定になっておりますので、必ずしも義務付けられたものではございませんけれども、後ほどちょっとふれますが、策定することによってさまざまな国の支援が用意されているという制度になって

おります。

続きまして、(2) 立地適正化計画の考え方でございますけれども根本的な考え方といたしまして、今後人口が減少する、あるいはそう大きくは増えないということを前提に、まち全体の中で居住や医療・福祉、商業施設などの都市機能がまとまって立地した拠点を設け、他の地域と公共交通のネットワークで結ぶということで暮らしやすいまちづくりを目指すということで、国の方ではコンパクト・シティ・プラス・ネットワークという言い方をしておりますけれども、まち全体を縮めるようなイメージではなく、ある程度人口密度がある拠点を設けながら他の地区との公共交通を充実させて、利便性も確保するというのが根本的な考え方になっております。

続きまして、(3) 都市計画との関係でございますが、都市再生特別措置法の方でもこの立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなすと規定されておりますので、都市計画等と一体的なものとして位置づけされております。

国の指針では、この立地適正化計画は都市計画区域マスタープラン、いわゆる整開保(市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発・保全の方針)それから市町村マスタープランに則したものでなければならないとされておりますので、計画の策定に当たりましては都市計画の内容・方向性などと適切に連携しながらお互い相互が生じないような形で策定をしてみたいと考えております。

1 ページの下の図ですが、これはイメージ図で国土交通省の資料によく出てくる図でございます。基本的に立地適正化計画の区域は都市計画区域であるというふうに指針ではされております。その中の市街化区域の中にさらに居住を誘導する区域を設けまして、そこに一定の人口密度を確保した上で、都市機能を誘導するというようなイメージになっております。

続きまして 2 ページ目をご覧ください。(4) 立地適正化計画の主な記載事項ということで、都市再生特別措置法に定められております。まず立地適正化計画の区域でございますけれども、立地適正化計画の区域は都市計画区域でなければならないとされております。また、この区域内には先ほど申し上げました、住宅などの居住環境を集約して誘導する居住誘導区域、それから医療・福祉・商業等の機能を都市の拠点に誘導し集約する都市機能誘導区域、こちら両方を定めることとされております。

それから基本的な方針ということで、これはまちづくり全体を想定しまして、今後持続的に生活を支えることが可能になるようなまちづくりの理念ですとか、目標、考え方、どういう都市像を目指すのかということを設定するとされております。

それから主となる都市機能誘導区域でございます。こちらは医療・福祉・商業・文化施設なども含めて都市の拠点に誘導して集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域と定められております。加えてこの都市機能誘導区域にどのような施設を誘導すべきかを記載することとされております。

国が示した例が下の四角の点線の囲いに記載させていただきましたけれども、医療施設・

社会福祉施設から子育て支援施設、商業施設も含めまして、それぞれのまちの実状にあった形でこれらの誘導施設を定めるということとされております。それから居住誘導区域でございますけれども、まち全体が人口減少あるいは大きくは伸びないという中にあり、一定の商業などが成り立つような人口密度を維持するエリアを定めるということで、そこに医療・福祉・商業等の都市施設も一緒に集約することにより、生活サービスですとか地域のコミュニティーが持続的に確保されることを目指すということで、この居住誘導区域を定めることとされております。

続きまして、(5) 国による主な支援措置ということで複数あるのですが、ここには代表的なものを掲載させていただいております。

一つ目は都市機能立地支援事業ということで、先ほど申しました立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域の中におきまして、公的不動産、例えば未利用市有地などの活用などと併せて民間事業者が行う誘導施設、商業施設や福祉施設などの整備に対して国から民間事業者に対して直接補助を行うという制度が新たに設けられております。

二つ目は都市再構築戦略事業ということで、こちらも都市機能誘導区域内における誘導施設の整備に係る支援策でございます。従来の社会資本整備総合交付金の拡充版という形になっており、立地適正化計画を定めている場合には、これまでより交付金の交付率がかさ上げされるなどの措置が設けられているところでございます。

3 ページになりますけれども、本市における立地適正化計画の策定スケジュールになります。本年度から 2 か年度にわたりまして、北広島市立地適正化計画を策定することとしております。様々な調査・分析等の一部業務につきましては、今年の 7 月から(株)ドーコンの方に委託業務として発注しており、調査を進めているところでございます。

具体的なスケジュールでございますけれども、まず平成 28 年度におきましては、都市の現状把握及び都市構造の特性課題の分析を行いまして、こちらにつきましては、既存の統計資料などを用いまして本市の都市構造人口密度ですとか、商業施設・都市施設の配置状況、そういったものを分析するとともに、今後に向けた課題を検討するというものでございます。

次に都市機能に関するマーケティング調査ですが、こちらは札幌圏の 20 代～30 代の世代を対象に、北広島市あるいは近隣の恵庭市等も含めまして、札幌近郊の都市に住む場合、どのような都市施設があれば良いか、どのくらいの距離にどんなものがあれば良いのか、といったようなことを、100 名にインターネット調査で行うこととしております。

次に、まちづくり方針の検討ということで、先ほど申し上げましたけれどもまち全体の将来像ということで法律に基づき、まずは立地適正化計画の区域を設定するとともに、将来どのようなまちの姿を目指すのかという全体像を検討しております。

次に、都市機能誘導区域に関する方針の検討と居住誘導区域に関する方針の検討でございます。こちらは都市機能の分析結果などを踏まえまして、居住や都市機能を誘導する大まかなエリアを検討することとしております。

平成 29 年度につきましては、都市機能誘導区域と居住誘導区域の具体的なエリアを設定してまいります。それと共に、都市機能誘導区域の中に誘導する都市施設についても平成 29 年度の中で具体的に検討してまいります。

次に、公的不動産の活用方策の検討ということで、本市におきましても未利用市有地などが相当数ございますので、そういった公的不動産を民間に活用していただくなどの方法も合わせて検討してまいります。

次に、施策の達成状況に関する評価方法の検討ということで、国のガイドラインに示された項目でございますけれども、立地適正化計画におきまして、都市機能ですとか居住誘導区域の立地状況や目標に対してどれくらい進んでいるかを評価するための具体的な数値目標や指標を検討し、設定したいと考えております。平成 29 年度中にこれらの事項を記載した素案を策定いたしまして、平成 30 年度にパブリックコメント、それから市民説明会、議会説明を経まして、平成 30 年度の 6 月を目標に北広島市立地適正化計画を策定したいと考えております。

以上簡単ですが私からの説明は以上でございます。

安藤会長 政策推進室企画課、熊田主査の方から北広島市立地適正化計画の概要について説明をいただきました。年度でいうと 3 か年、2 年間という長い時間をかけて策定を行うという説明をいただきました。この件について本日は説明案件ということでございますので、色々ご意見いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

鈴木委員 ご説明いただきありがとうございます。大変勉強になりました。資料の最後のページ、平成 28 年度の策定スケジュールの中で、上から 2 つ目の項目で、「都市機能に関するマーケティング調査」ということで、中屋部長からのお話にもあったように、人口をどのように増やしていくかというようなとき、非常に重要な調査になるかと感じます。既に調査を行っている可能性もありますが、北広島市が今後、若い世代をどの地域から引っ張ってくるのかと考えたときに、札幌圏ですとか札幌市の人を対象に引き付けるのか、あるいは今、国勢調査等を見ても分かるように、地方から札幌圏に入ってくる人たちの割合がかなり高いので、そういった人を引き込むのか。例えば道央圏以外の地域に住んでいる若い世代の人たちが、もし仮に道央圏の都市に来る場合、どうしたら北広島市に来てくれるのか。そういう観点で分析する方が、もしかしたらターゲットとして正しいのかもしれません。

そういった視点も少し取り入れながらマーケティングした方が、より今後の人口増加、特に重要な若い世代の方々に入ってきていただく時に重要なターゲットになるのではないかと考えております。是非やってくださいというわけではなく、機会があり、追加または別の調査を行う際にはそういったことも少し踏まえながらやっていただくといいのかなと考えております。以上です。

安藤会長　今の件についていかがでしょうか。

事務局（熊田主査）　今いただいたご意見を踏まえまして、道央圏以外からの誘致も視野に入れながら、追加調査ですとか、何らかの方法で調査、検討できないかということにつきまして、今後(株)ドーコンとも協議・検討させていただきたいと思います。

安藤会長　今の件につきまして他にご意見等ございますか。

天井委員　先ほどのご説明の中で、100名にマーケティング調査と聞こえましたが、100名で間違いはないでしょうか。

事務局（熊田主査）　100名で間違いありません。

天井委員　先ほど鈴木先生がおっしゃったように方向性を決めるうえで非常に重要なものなので、果たして対象の範囲を含めて人数も100名というのは、方向性を決めるという意味では私的には多少少ない気もするのですが、その辺も含めてご検討いただいた方がよろしいのではないかと思います。

事務局（熊田主査）　100名ということで、一般的なアンケートからすると少なく感じますが、今回のアンケートにつきましては若者世代の考え方について、傾向を調査するというので、基本的には都市構造の分析が主たる目的であり、それに加えて、若者世代の生の意見を参考までに聞くことができればと考えております。ですので、このアンケートを持って方向性を決めるというわけではございませんが、方向性を定める際のひとつの要因として活用できればと考えております。

また、回答率ですとか実際アンケート結果を見て、どれくらいの方が回答したのかですとか、特性等を分析した後、計画の策定にどの程度反映するのが望ましいのか、また追加で検討が必要なのかということにつきましても、アンケート結果の集計後に検討して参りたいと思います。

天井委員　アンケートは既に実施されているということでよろしいでしょうか。

事務局（熊田主査）　発送自体はこれからですが、質問内容を固めて発送準備も整っており、近日中に発送する予定となっております。

天井委員　了解しました。ありがとうございました。

安藤会長 他にございませんでしょうか。

鈴木委員 既を実施した状況であろうということで、あまり追加的に言わなかったのですが、実は重要な部分でありまして、今回に関しては良いと思うのですが、追加して調査を行うという場合には、もう少し対象人数を増やした方が良いのではないかと思います。例えば、札幌市で独自に調査する場合には、大体有効回答数が 400 件を超えるアンケート結果などは、分析の調査結果として良い結果が出るのではないかとされており、我々も調査を行う際は、それを意識して大体 500 件くらいを調査対象としています。これから発送するのを増やしてくださいという訳ではありませんが、今後、追加的に調査を行う場合には、参考までにそういった事を踏まえながら検討していただければと思います。

安藤会長 熊田主査、いかがでしょうか。

事務局（熊田主査） 今後、追加調査や同様の調査を行う際には、ご意見を踏まえまして検討して参りたいと思います。

安藤会長 他に何か質問やご意見はございますか。
無いようなので、続きまして審議案件 議案第 1 号「札幌圏都市計画地区計画の変更」について事務局より説明をお願い致します。

事務局（渡辺主査） 改めましておはようございます。都市計画課の渡辺です。私の方から審議案件になります、「札幌圏都市計画地区計画の変更」についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元に配られている資料を基に説明させていただきます。

まず一枚目表紙になりますけども、審議案件議案第 1 号「札幌圏都市計画地区計画の変更」についてご説明いたします。前回、8 月 30 日に開催いたしました平成 28 年度第 1 回審議会にて、諮問させていただきまして、その後予備審議として、この案件についての説明、ご審議を頂きました。今回は、前回の審議会の後に、計画案の縦覧を行っておりまして、その結果を踏まえ、本日の本審議となります。なお、計画案の縦覧についての意見等の提出についてはございませんでした。また、内容については、前回の審議会からの変更点は特にございません。それでは順を追って説明いたします。

まずページをめくっていただきまして、目次になります。説明の内容についてですが、前回の審議会の説明と重複する部分も多々ありますけども、まず 1 つ目に今回の変更に係る趣旨説明。2 つ目に法律の改正について、3 つ目に、関連説明として、併せて変更いたします「特別用途地区内の建築制限の変更」について、4 つ目に「札幌圏都市計画地区計画の

変更」について、そして最後、5つ目のスケジュールの順番で説明をいたします。

次のページになりまして、1ページ目まず初めに、今回の変更の背景と趣旨を説明いたします。このたび風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律「通称：風営法」、それと就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律「通称：認定子ども園法」、3つ目に障害者自立支援法、この3つの法律が改正されましたことにより、建築基準法では、用途地域内の建築物の制限内容を定めております「別表第2」というものが改正されました。このことにより、本市の特別用途地区及び地区計画は、建築基準法別表第2の規定を用いて建築物の用途の制限内容を定めているため、この度の法改正に合わせて所要の規定整理を行い条例の改正を行うものになります。

ページをめくっていただきまして2ページ目になります。次に、建築基準法別表第2とは何かといいますと、用途地域ごとに建築物の制限内容をまとめた表になります。資料には、別表第2を抜粋したものを載せておりますが、表には近隣商業地域と商業地域における建築してはならない建築物が、それぞれ記載されております。

次のページになりまして3ページ目です。ここで特別用途地区について補足させていただきます。特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を補完するため、その地区の特性にふさわしい土地利用の促進や環境保護を図るために定めるもので、建築物の用途制限についても、その地区の特性に応じた内容で定めているものになります。本市では準工業地域、工業地域の一部で特別工業地区が3地区、特別業務地区が3地区の合計6地区を指定しております。なお、特別用途地区の都市計画決定事項については、種類、位置、区域及び面積でありまして、建築物の用途制限については、条例で定めていることになっているため都市計画の変更は必要がありませんので、今回、関連説明としているものになります。

ページをめくっていただきまして4ページ。次に法律の改正についてになります。まず、風営法関連の改正内容について説明いたします。次のページの5ページになります。まず、風営法では、ダンスをめぐる国民の意識の変化を踏まえ、健全な発展の支障とならないよう、営業者側の積極的な働きかけにより、客にダンスをさせ営業するダンスホール及び、客にダンスができる場所、かつ飲食を提供し営業するナイトクラブこの一部を風俗営業から除外する改正が行われました。

ページをめくっていただきまして、6ページ目になります。建築基準法では、これまでダンスホール及びナイトクラブは、風俗営業施設とされておりましたが、風営法の改正に合わせて、ダンスホールはカラオケボックスの類に変更となり、ナイトクラブは劇場や観覧場の類に変更となっております。キャバレー、料理店などは、改正後も引き続き風俗営業施設としての規制を受けることになります。表の左側が改正前、右側が改正後の内容になりまして、改正前は風俗営業施設として「キャバレー、料理店、ダンスホール、ナイトクラブその他これらに類するもの」だったものが、改正後はダンスホール及びナイトクラブが除外されまして「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」になります。除外されたダンスホールは「カラオケボックスなどの類に変更」となりまして、ナイトクラブに

については「劇場、観覧場などの類に変更」となります。

次のページになります。7ページ目です。建築基準法の別表第2の具体的な変更内容について説明いたします。左側が改正前、右側が改正後の内容ですが改正前は風俗営業施設として「キャバレー、料理店、ダンスホール、その他これらに類するもの」だったものが、改正後はダンスホール及びナイトクラブが除外され「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」となります。除外されたダンスホールは「カラオケボックスその他これに類するもの」に変更となり、ナイトクラブは「劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの」に変更となります。

ページをめくっていただきまして、8ページ目になります。次に、認定こども園法関連の改正についての説明になります。次のページに移りまして9ページ、認定こども園法では幼児期の教育、保育、子育て支援の充実のため、教育と保育を一体的に行う新たな施設である「幼保連携型認定こども園」が創設されております。建築基準法では、保育所はすべての用途地域で建築ができるのに対し、幼保連携型認定こども園は学校と保育の両方の用途規制を受けることから、学校を規制しております用途地域では建築ができなくなることから、認定こども園法の改正に合わせて、全ての用途地域で建築ができるようになる改正が行われました。

ページをめくっていただきまして10ページ。次に、建築基準法別表第2の具体的な変更内容についてになります。表にあります学校が規制されている工業地域と工業専用地域において、改正後は「学校」の後にカッコ書きで「幼保連携型認定こども園を除く。」という文言が追加されました。

次が「障害者自立支援法関連の改正について」ご説明いたします。ページをめくっていただきまして12ページ目。障害者自立支援法の施行により、これまで身体障がい、知的障がい及び精神障がいといった障害の種別ごとに分かれていた、福祉サービスや施設名称が一本化されました。建築基準法では、この障害者自立支援法の施行に合わせて「身体障がい者福祉ホーム」をこれを単に「福祉ホーム」とする字句修正が行われております。また、この改正は単なる字句修正のみでありまして、現在、規制されております工業専用地域では改正後も建築はできません。

次のページになりまして、13ページ目。建築基準法別表第2の具体的な変更内容については、表にありますとおり建築することのできる建築物として記載のある第一種低層住居専用地域と、建築してはならない建築物として載っております工業専用地域で変更前が「身体障害者福祉ホーム」、変更後はこれを「福祉ホーム」とする変更が行われております。ページをめくっていただきまして、14ページ。次に、以上の3法の改正内容に合わせて本市の特別用途地区内の建築制限及び地区計画を変更する必要がありますので、その内容について説明いたします。はじめに「特別用途地区内の建築制限の変更」についてになります。表には特別用途地区とカッコ書きで用途地域の種類、また、それぞれの地区で、どの法改正に関係しているのかを表しております。まず風営法関係の変更では、第2種特別工

業地区を除いた 5 地区、こちらは用途地域が準工業地域になりますが、こちらが該当となります。認定こども園法の変更では、第 3 種特別工業地区、第 1 種特別業務地区、第 3 種特別業務地区の 3 地区が該当となります。なお、障害者自立支援法関係の変更については、該当する地区はございません。

次のページになりまして、15 ページ目。風営法と認定こども園法の改正により、変更の該当となる地区、その地区の建築制限の変更内容についてになります。風営法関係でのダンスホールは、改正後すべての地区において建築が可能となります。「ナイトクラブ」については、該当するすべての地区の用途地域が準工業地域であり、用途地域上では改正後は建築可能となりますが、従来から建築不可としていたこと、また、工業・業務系である周辺との環境保護のため、今後も、こちらについては制限を継続し建築不可とします。認定こども園法関係では、改正後、すべての地区において建築可能となります。

ページをめくっていただきまして 16 ページ目。次に「地区計画の変更」について説明いたします。表には変更が必要な地区と、それぞれどの法に関係しているのかを表しております。まず風営法関係の変更では、北広島団地松葉町地区を除いた 9 地区が該当しております。該当の丸表示のところに、カッコ書きで条項号ズレ対応とある地区については、ダンスホールや、ナイトクラブの建築制限にかかわる変更ではなく、風営法の条項の削除による号ズレ対応のみの変更になります。「条項 号ズレ対応」の下に「第 2 条第 1 項第 5 号」と記載してあるもの、こちらは「希望ヶ丘と西の里地区」になりますけれども、改正前は「第 2 条第 1 項第 8 号」だったものが、前号にあった項目が削除されまして、「第 2 条第 1 項第 5 号」に変わったものを変更するものです。また「第 2 条第 6 項第 4 号」と記載してあるもの、こちらは「広島と元町地区」についてですが、これは過去の法改正時に法定手続を行わずに条例の改正を行ったものであり、今回の変更手続と合わせて行うものになります。認定こども園法関係の変更は、希望ヶ丘第 2 地区と大曲幸地区の 2 箇所が該当しております。障がい者自立支援法関係の変更は、北広島団地松葉町地区と大曲幸地区の 2 箇所が該当となっております。

次のページになりまして、17 ページ。風営法の改正による変更の該当となる地区と、その地区の建築制限の変更内容となります。まずダンスホールについては、改正前の地区計画ではすべての地区において、建築不可でしたが、改正後は北広島駅東地区、希望ヶ丘第 2 地区、大曲幸地区の 3 地区において建築可能となります。改正後も、建築不可としている大曲東、大曲通地区は、用途地域が準住居地域の住居系で、用途地域上では改正後は建築可能になりますが、ダンスホールが、改正後に移行となるカラオケボックス類、これをこの地区で従来から規制していたこと、また、周辺に一般住宅地が多くあることから、環境保護のため、改正後についてもこの制限を継続し、建築不可といたします。次の「ナイトクラブ」については、北広島駅東地区についてのみ建築可能となります。こちらは、従来から地区計画において劇場、観覧場などの制限をかけていないことや、用途地域が商業地域であることから建築可能としております。駅東地区以外の 4 地区では従来から建築が不

可であることや周辺地域が住居系であることから、今後においても周辺の環境保護のために制限を継続し、建築不可とします。

ページをめくっていただきまして 18 ページ。次に、認定こども園法と障害者自立支援法改正による、変更の該当となる地区と、その地区の建築制限の変更内容になります。認定こども園法関係では、改正後、すべての地区において建築可能となります。障害者自立支援法関係の変更では、北広島団地松葉町地区と大曲幸地区の 2 箇所が該当しており、こちらについては、法の改正内容に合わせて規定を一致させ「福祉ホーム」に変更するものとなります。

次に 19 ページ目になります。こちらは計画地区の名称変更の内容になります。直接の法律の改正に伴う変更には関係してきませんが、今回の変更に合わせて、計画地区の名称を変更いたします。こちらについては、変更する 6 地区、これとその地区の計画地区の新、旧の名称を記載しております。具体的には、計画地区名にある、アルファベット表記を除き、その地区にふさわしい名称に変更するものであります。

最後に今後のスケジュールについて説明いたします。まず 6 月 6 日の北海道都市計画課との下協議以降、パブリックコメントを 7 月 1 日から 8 月 1 日までの 1 カ月間実施しております。これについての意見等の提出は、ございませんでした。その後、地区計画の原案縦覧として、8 月 6 日から 19 日までの 2 週間縦覧後の意見提出を 1 週間設けまして、表には記載しておりませんが、8 月 26 日まで行っております。こちらについても意見等の提出については、ございませんでした。そして、前回 8 月 30 日の都市計画審議会、予備審議会にて諮問をさせていただきまして、その後、計画案の縦覧を 9 月 28 日から 10 月 12 日までの 2 週間行っております。こちらについても意見等の提出についてはございませんでした。本日、10 月 27 日の都市計画審議会において、本審議をいただく形となりまして、その後、11 月上旬から中旬にかけ、北海道協議、回答を頂いた後、市の条例改正の手続きを行いまして、決定告示を都市計画の決定告示を条例改正の同日の 12 月中旬の予定としています。

以上で、審議案件議案第 1 号「札幌圏都市計画地区計画の変更」についての説明を終わらせていただきます。

安藤会長　ただ今事務局の方から「札幌圏都市計画地区計画の変更」につきましてご説明いただきました。この案件につきましては、前回の審議会の中で予備審議ということで委員の皆様からは色々ご意見をいただいたところでございます。今回が本審議ということで、改めてご説明をいただきました。

今の説明につきましてご質問・ご意見などはございますか。

特に無いようですので、議案第 1 号「札幌圏都市計画地区計画の変更」について、承認していただいたということによろしいでしょうか。

賛成多数ということで、ご承認をいただきました。では審議案件第 1 号「札幌圏都市計画地区計画の変更」につきましては北広島市都市計画審議会として計画案の通り答申させて

いただきます。

9 その他

安藤会長 次第9、その他ということですが事務局の方から何かございますか。

事務局（諏訪課長） 私の方からよろしいでしょうか。

安藤会長 はい。お願いいたします。

事務局（諏訪課長） 次回の審議会についてであります。現在、西の里地区において民間の施設であります。産業廃棄物処理施設等の建設計画がありまして、この施設の敷地の位置が都市計画上支障の無いものかどうか、次回の審議会においてお諮りしたいと考えております。本日は次回の予告としまして、担当の方から簡単ではございますが説明させていただきたいと思っております。

事務局（相馬主査） 都市計画課開発調整担当の相馬と申します。よろしくお願いたします。それでは、西の里地区における、産業廃棄物処理施設等の設置計画について、説明いたします。

民間の事業者が、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の建設を計画している場所は、国道274号の北側約1.8km、江別市との行政区域境界線の南側約0.6kmに位置した、市内西の里900番2の内外2筆で、市街化調整区域内です。

次に、この施設を建設する敷地は、市道東8号支線に接して、面積は、9,924㎡です。計画図の通路を挟んで、手前から無機汚泥造粒固化施設、がれき類の破碎施設、木くずの破碎施設の産業廃棄物処理施設が設置され、通路を挟んで奥側には、ごみ処理選別施設の一般廃棄物処理施設が建設される計画です。

廃棄物処理施設の概要については、産業廃棄物処理施設として、がれき類の破碎施設1基、木くずの破碎施設1基、無機汚泥造粒固化施設1基を設置し、木くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、無機汚泥の廃棄物が処理されます。また、一般廃棄物処理施設として、ごみ処理選別施設1基を設置して、伐開物、刈草・枯葉、木くず、混合ごみの廃棄物が処理されます。

資料の一番下、廃棄物処理施設の概要において、赤色で囲ってあります一般廃棄物処理施設のごみ処理施設について、次回の審議会でお諮りすることになります。

以上、簡単ですが、私からの説明を終わらせていただきます。

事務局（諏訪課長） 事務局からは以上となります。次回、産業廃棄物処理施設等の

関係で2月に審議会を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10 閉会

安藤会長　ただ今、ご説明いただきました案件については、次回2月を予定されている審議会で審議する事になるかと思えます。

本日予定しておりました案件につきましては以上になります。他になければ、審議会は終了となります。皆様のご協力をいただきまして、審議会を進めることができました。

以上をもちまして、平成28年度第2回北広島市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局（諏訪課長）　それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回北広島市都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。